

第二期中期目標	第二期中期計画（案）	評価委員からの意見・質問	【参考】第一期中期計画
<p>前文</p> <p>県立総合医療センターは、平成24年4月の地方独立行政法人化以降も、北勢保健医療圏の中核的な病院として、がん医療をはじめとする高度医療や周産期医療について、医療提供体制を充実させるとともに、地域医療支援病院（平成25年6月承認）として、医療機関等との連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献してきた。</p> <p>また、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、基幹災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関などの機能を有しながら、本県の政策医療の拠点として重要な役割を担ってきた。</p> <p>一方、医療を取り巻く環境は変わりつつあり、超高齢化社会を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、病床の機能分化・連携、地域包括ケアシステムを構築する必要があるほか、医療事故調査制度の運用開始（平成27年10月1日制度施行）を契機に、より一層医療安全の確保、医療事故の再発防止が求められている。</p> <p>このため、第二期中期目標においては、これら環境の変化に伴う課題に対応すべく、県が定める地域医療構想との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携を強化し、がん・脳卒中・急性心筋梗塞などの高度医療や、周産期医療などについて、さらに県民に良質で安全・安心な医療を提供することを期待する。</p> <p>また、引き続き、県民や他の医療機関から信頼される病院として、地方独立行政法人制度や新公立病院改革ガイドライン等を十分活用して、柔軟かつ効率的な病院運営を行うとともに、勤務環境の向上や一般社団法人日本専門医機構が認定を行う新たな専門医制度（以下、中期目標内において「新専門医制度」という。）に基づいた人材育成機能の充実等を図り、本県におけるさらなる地域医療の質向上に貢献することを求め、ここに地方独立行政法人総合医療センターに示す基本的な方針である第二期中期目標を定める。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、<u>第二期中期目標に定められた政策医療等を第一期中期計画に引き続き実施するとともに、地域医療構想に基づく病院・病床機能の分化・連携を進めながら、医療の質の一層の向上に取り組むものとする。</u></p> <p>また、<u>高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、紹介患者及び救急患者の増加に努めるなど、経営基盤の強化を図るものとする。</u></p> <p>このため、第二期中期計画を策定し、<u>着実な業務運営を行うものとする。</u></p>	<p>●『紹介患者及び救急患者の増加』という表現について ⇒『紹介患者及び救急患者の<u>受け入れ増加</u>』という表現のほうが良いのでは。</p> <p>●勤務環境の向上、人材育成機能の充実に関する記述は必要ないのか。</p> <p>●三重県の地域医療構想による三四地域の高度急性期の必要病床数、急性期の必要病床はどうなるのか。 特に、高度急性期の必要病床数は多くは必要としないのではないか。それよりも回復期の病床がより多く必要になると思われる。また、経営基盤の強化の面からも回復期病床は必要になってくる。 今後、一段と病床の分化を促すように医療保険（診療報酬改定）、医療制度などの政策が進められる。 《記載案》 また、<u>急性期病院（高度急性期、急性期）の体制の維持を念頭に、紹介患者及び救急患者の増加に努めるなど、経営基盤の強化を図るものとする。なお、<u>病床機能の分化を進める上において、地域の実情によっては地域包括ケア病棟等の回復期病棟の設置も検討していくこととする。</u></u> このため、第二期.....</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、中期目標に定められた政策医療等を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化を図るため、中期計画を策定し、<u>その実現に向け、職員一丸となって全力で取り組んでいく。</u></p>

第1 中期目標の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供
医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、県民から高い評価を受けられる病院をめざすこと。

(1) 診療機能の充実
北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすとともに、以下に掲げる機能の充実について重点的に取り組むこと。

ア 高度医療の提供

がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対する高度医療や先進的な医療部門において、医療人材や高度医療機器といった法人が有する人的・物的資源を効果的に運用して、県内最高水準の医療を提供すること。
がん診療については、がんの標準的・集学的治療を行う拠点となる医療機関として医療の質の向上に引き続き努めること。

第1 中期計画の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供
三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、地域医療構想に基づく病院・病床機能の見直しなどの医療環境の変化、また県民の多様化する医療ニーズに応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に活用し、質の高い医療を提供する。

(1) 診療機能の充実
北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすため、高度かつ先進的な医療の提供などの機能の充実に取り組む。

ア 高度医療の提供

(ア) がん
県がん診療連携拠点病院として、院内のがん診療評価委員会（がんセンターボード）を中心に、手術、化学療法及び放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療並びに緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。
特に、肺がん、消化器がん、婦人科がん、乳がん、泌尿器がん等の治療体制の一層の充実を図るとともに、鏡視下手術等の低侵襲性治療を推進する。
併せて、中期計画期間中の早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定を受けられるよう新入院患者の受入等に努める。
また、がんリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域医療機関と連携し、切れ目のないがん治療の提供を目指す。
さらに、県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院をはじめとした他の医療機関と連携し、診療内容等について把握・評価するためのPDCAサイクルを構築するとともに、全国がん登録等の新たな制度に対応する。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
がん手術件数(件)	601	620
化学療法実患者数(人)	522	540
放射線治療人数(件)	4,034	4,000
新入院がん患者数(人)	1,688	1,730

●「第2. 1. (1) ア(ア)がん」に緩和ケアや相談窓口の対応についての記載が必要では。

●地域がん診療連携拠点病院の指定が外れた原因の一つに、乳がん関係の医師の退職をあげていたと思うが、「第2. 1. (1) (ア)がん」にある『新入院患者の受入に努める』という表現で、この問題も解決に向かうのか。

●「第2. 1. (1) ア(ア)がん」にある『効果的に組み合わせた』という効果的とは何をもちて効果的と示すのか。

●「第2. 1. (1) ア(ア)がん」にある『がんリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域医療機関と連携し、切れ目のないがん治療の提供を目指す。』とあるが、リハビリからがん治療まで文章として繋げるのは無理があるのでは。

●化学療法実患者数の指標について、内服薬の効果があがり、化学療法の件数が下がるなか、目標値が達成できるとした理由は。

第1 中期計画の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供
三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、法人が有する医療資源を効果的・効率的に活用し、より多くの県民に質の高い医療を提供する。

(1) 診療機能の充実
北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすため、高度医療の提供などの機能の充実に取り組む。

ア 高度医療の提供

(ア) がん
がん治療については、地域がん診療連携拠点病院として、院内のがん診療評価委員会（がんセンターボード）を中心に緩和ケアも含めた集学的治療の推進や医師、看護師、薬剤師等をメンバーとする治療チームの活動強化に努めるとともに、定期的な研修会の開催などにより、医療スタッフの知識と技術の向上を図る。
また、消化器系がんの早期発見・早期治療に貢献できるように内視鏡室を拡充整備し、検査体制を強化する。

さらに、県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院をはじめ、国立がん研究センターや他のがん診療連携拠点病院との機能連携を図りながら、より充実したがん治療体制を整備する。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
がん手術件数(件)	494	540
化学療法患者数(人)	4,937	5,400
放射線治療件数(件)	4,397	4,600

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞等
 内科と外科の連携のもと、高度かつ専門的な診療技術及び医療機器を用いた医療サービスを提供し、脳卒中・急性心筋梗塞に対応する。

脳卒中患者に対する診療については、特に脳梗塞患者に対するt-PA（血栓溶解薬）の急性期静脈内投与やカテーテルを使用した血栓回収療法等を要する治療に積極的に対応する。

また、「脳卒中ユニットカンファレンス」（神経内科と脳神経外科の連携による症例検討会）を活用し、診療の高度化を図る。

さらに、地域の医療機関との病診連携を強化し、リハビリテーションの効果を高める。

このほか、脳血管救急疾患への迅速な診断、治療をはじめ、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患に対する治療を行う。

急性心筋梗塞患者に対する診療については、緊急カテーテル治療に積極的に取り組むとともに、カテーテル治療の困難例に対しては、迅速にバイパス手術を実施する体制を整える。

また、患者のQOL（生活の質）の向上に配慮し、冠動脈バイパス術適応例には、オフポンプ手術での治療に努める。

このほか、弁置換術、弁形成術、人工血管置換手術等を含め、患者の症状に的確に対応したチーム医療による心臓手術・治療を実施する。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
t-PA+脳血管内手術数（件） (血栓回収療法を含む。)	14	15

指 標	H27 実績	目標値 (H33 年度)
心カテーテル治療(PCI)+ 胸部心臓血管手術件数 (冠動脈バイパス術、弁形成術、弁置換術、人工血管置換術、心腫瘍摘出術、心房中隔欠損症手術)	176	210

(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上
 北勢保健医療圏の中核的な病院として、県内最高水準の医療サービスを提供するため、病院が有する医療人材

●「第2. 1. (1) ア(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞等」中に脳卒中・心筋梗塞の急性期治療に対する、内科・外科・院内各科間の連携した治療の更なるスピード化について、記載する方が周辺の医療機関をはじめとして地域住民に対するアピールが強くなるのではないか。

● t-PA+脳血管内手術数の指標について目標値が低いのでは。
 待ちの備えだけで件数は増えない。
 県民への治療内容の知識についての啓蒙活動など。

(イ) 脳卒中・心筋梗塞
 脳卒中、心筋梗塞等については、内科と外科の連携のもと、より安全・確実な治療法を選択し、適切な対応に努める。

脳血管救急疾患への迅速な診断、治療をはじめ、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患に対する治療を行う。特に増加傾向にある、発症後3時間以内の治療が望まれる脳梗塞患者に対するt-PA（血栓溶解薬）の急性期静脈内投与や血行再建術等を要する治療に積極的に対応する。

心筋梗塞を代表とする虚血性心疾患については、急性期カテーテル治療の充実を図り、積極的に対応するとともに、冠動脈バイパス術適応例には、低侵襲手術であるオフポンプ（人工心肺を使わない）手術で対応し、高齢者や合併症を有する患者のQOL（生活の質）向上に努める。その他、弁膜疾患、大動脈及び末梢血管の疾患等循環器領域全般においても、適切な対応に努める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
PCI（経皮的冠動脈形成術）+冠動脈バイパス手術数（件）	217	240
t-PA+脳血管手術数（件）	130	180

(ウ) 各診療科の高度化
 総合病院として、高水準で良質な医療を提供するために、各々の診療科において、医療の高度化を目指す。

イ 救急医療
救命救急センターの機能を十分に発揮し、365日24時間体制で重篤な患者に対応する三次救急医療体制のより一層の充実に取り組むこと。また、ヘリポートを活用するなど、積極的に広域的な対応を行うこと。

ウ 小児・周産期医療
小児・周産期医療の提供体制を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分担を行うとともに、MFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用により、ハイリスク分娩や新生児救急医療に積極的に対応し、地域周産期母子医療センターとしての機能を十分発揮すること。

エ 感染症医療
感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等の新たな感染症に率先して対応すること。

や高度医療機器を効果的に活用し、各診療科における医療の高度化に努める。
また、各診療科のセンター化による横断的な診療体制の整備を図り、治療内容の一層の充実を図る。
さらに、膝関節軟骨移植術、腹腔鏡下広汎子宮全摘術等、当院が実施している高度な医療を引き続き提供し、地域における医療水準の向上に寄与する。

イ 救急医療
三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設する救命救急センターとして、重篤な患者を24時間365日体制で広域的に受け入れられるよう適切な病床管理を行うとともに、必要な医師及び医療スタッフを配置し、高度かつ専門的な救急医療を提供する。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
救急患者受入数(人)	13,104	13,700
内 救命救急センター入院患者数	1,248	1,370
救急搬送患者 応需率(%)	87.5	90.0

ウ 小児・周産期医療
地域周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関等との連携を図るとともに、MFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児特定集中治療室）及びGCU（継続保育室）の一層の活用を進め、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児の積極的な受入れに努める。

指 標	H27 実績	目標値 (H33 年度)
NICU 利用患者数(人) 【新生児特定集中治療室】	1,188	1,320
MFICU 利用患者数(人) 【母体・胎児集中治療室】	1,241	1,370

エ 感染症医療
第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症の発生に備え、院内の「感染防止マニュアル」及びPPE（個人防護具）等の資器材の継続的な見直しを行うとともに、必要に応じて「診療継続計画」に沿った訓練を計画、実施する。
また、三重県感染対策支援ネットワークの運営に協力し、県内の医療機関における感染対策の取組への支援を行う。
さらに、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。

●「第2. 1. (1) ア(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上」にある『各診療科のセンター化』とは具体的にどのようなことか。センター化するとなぜ横断的な診療体制につながるのか。

●「第2. 1. (1) イ 救急医療」の指標に関して、第一期中期計画の『救命救急センター入院患者数』との違いは。

●「第2. 1. (1) ウ 小児・周産期医療」の指標に関して、『NICU利用患者数』の目標値の算出根拠は。
第一期中期計画の目標値との乖離の違いは。

イ 救急医療
三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設する救命救急センターとして、365日24時間高度・専門的治療が提供できるよう必要な医師の配置に努めるとともに、適切な病床管理により救急医療を提供し、広域的な患者の受入れに対応する。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
救命救急センター 入院患者数(人)	4,503	5,180
救急患者受入数(人)	14,374	14,700

ウ 小児・周産期医療
北勢地域の周産期医療提供体制の充実が課題となっていることから、NICU、GCUの増床等の施設の整備を進め、周産期における母体の救急搬送や新生児の受入れに十分対応できる地域周産期母子医療センターの機能拡充を図る。
さらに、その機能拡充に対応可能な時間外検査の充実を図る。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
NICU 利用延べ患者数(人) 【新生児特定集中治療室】	716	1,640

エ 感染症医療
第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症の発生に備え、PPE（個人防護具）等必要な資器材を確保し、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対して、専門的な医療を提供する。

また、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、相談・検査機関との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。

(2) 医療安全対策の徹底
 医療事故に関する情報収集・分析を行い、医療事故の未然防止や再発防止に取り組むとともに、院内感染対策を確実に実施し、患者が安心して治療に専念できる環境を提供すること。

(3) 信頼される医療の提供
 診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズをふまえた最適な医療を提供すること。
 また、クリニカルパスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(4) 患者・県民サービスの向上
 診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備、相談体制の充実など、患者や家族の視点に立って利便性の向上を図ること。
 また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に取り組むこと。

(2) 医療安全対策の徹底
 病院におけるインシデント及びアクシデントに関する事例の収集・分析を行い、再発防止に向けた対策の検討結果を職員に周知する。
 また、医療安全対策マニュアルを活用し、院内で共有することにより、医療安全の管理を徹底し、安全かつ適切な医療を提供する。
 さらに、医療事故の未然防止及び医療事故調査制度への適正な対応に努めるほか、院内感染対策指針に基づく感染対策及び研修を実施し、患者が安心して治療に専念できる医療環境を確保する。

(3) 信頼される医療の提供
 診療科目等の充実を図り、患者ニーズを踏まえた最適かつ質の高い医療を提供し、県民から信頼される病院を目指す。
 また、治療に関する患者の不安を解消するため、治療内容とタイムスケジュールを明確に示すとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化等を図るため、クリニカルパスを着実に運用する。
 さらに、検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンの的確な対応を行う。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
クリニカルパス利用率 (%)	38.3	39.0

(4) 患者・県民サービスの向上
患者や家族の利便性や満足度の向上を図るため、定期的に患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講じる。
待ち時間の短縮については、医療体制の充実や業務の効率化に向けた継続的な改善に努めるとともに、診療予約制度の効率的な運用を図る。
 また、患者のプライバシーの確保については、がん登録制度等の医療データの提供制度に的確に対応しつつ、個人情報の保護対策等と院内環境の整備に努める。
 さらに、相談支援については、退院相談、医療費・医療扶助等の相談のほか、医療・健康に関する情報の提供を行い、充実を図る。
 また、接遇意識の向上については、院内の接遇向上委員会を活用し、研修等を開催する。

●「第2. 1. (2) 医療安全対策の徹底」にある『院内感染対策指針に基づく感染対策及び研修』とあるが、入院基本料から当然実施しなければならず、指針に基づくものではない。

●「第2. 1. (3) 信頼される医療の提供」中の『セカンドオピニオンの的確な対応』という表現について
 ⇒『セカンドオピニオンへの的確な対応』という表現のほうが良いのでは。

●「第2. 1. (3) 信頼される医療の提供」の指標に関して、『クリニカルパス利用率』の目標値は妥当な数値か。第一期中期計画の目標値より下げた理由は。

●救急患者が増えており、クリニカルパスの活用が伸びないとあったが、運用を進める具体的な対策は。

(3) 医療安全対策の徹底
 病院におけるインシデントやアクシデントに関する情報の収集・分析の徹底を図り、その結果を全職員で情報共有するとともに医療安全研修の実施などにより、医療安全に対する意識向上と再発防止に努める。
 さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するなど、医療安全対策を徹底する。

(2) 信頼される医療の提供
 患者との信頼構築に努め、ニーズを踏まえた最適な医療を提供するとともに、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。
そのため、治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するクリニカルパスを推進する。
また、検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、疾病の特性、医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関して十分に説明し、理解を得るインフォームドコンセントを一層徹底する。セカンドオピニオンについても、要望に対して的確に対応する。
 さらに、診療科目の充実・拡充を図り、総合病院として患者から信頼される医療を提供することを目指す。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
クリニカルパス利用率 (%)	26.7	40.0

(4) 患者・県民サービスの向上
 定期的に患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講じ、患者の利便性や満足度の向上を図るとともに、電子カルテ導入によるペーパーレス化、フィルムレス化や他科の診療情報の共有など医療体制の充実や業務の効率化を図りつつ、診療予約制度の効率的な運用などを行い、待ち時間の短縮に努める。

また、患者のプライバシー確保に配慮し、個人情報の保護対策等と院内環境の整備に努める。

さらに、退院相談、医療費・医療扶助等の相談や、医療・健康に関する情報提供など、相談支援体制を充実させる。

また、病院の持つ専門的医療情報を基に、県民を対象にした公開講座の開催や、ホームページ等により、疾病や健康等に関する保健医療情報の発信及び普及に取り組む。

2 非常時における医療救護等
 大規模災害の発生等の非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすとともに、県外における大規模災害発生時にも医療救護等の協力を行うこと。

(1) 大規模災害発生時の対応
 東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、三重県地域防災計画等に基づき、医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、災害派遣医療支援チーム(DMAT)の県内外への派遣など、医療救護活動に取り組むこと。
 また、基幹災害拠点病院として、DMATなどの要員の育成や災害医療訓練を行うなど、大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、関係機関と連携のうえ迅速に対応すること。

3 医療に関する地域への貢献
 地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し、支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院となること。

(1) 地域の医療機関等との連携強化
 県民に適切な医療を提供できる体制の構築に資するため、病院・病床機能の分化・強化を念頭に、地域連携クリニカルパスの活用、高度医療機器や病床の共同利用を行うなど、地域の医療機関との連携・協力体制を一層強化すること。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
患者満足度 (%)		
入院患者	85.7	87.0
外来患者	81.4	84.0

2 非常時における医療救護等
 大規模災害発生等の非常時には、県内の医療提供体制を確保するため、災害医療の中核的な病院として活動するとともに、県外での大規模災害発生時においても災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等、医療救護等の協力を行う。

(1) 大規模災害発生時の対応
 大規模災害発生時には、災害拠点病院として、県、国の要請に応じて、被災患者の受入やSCU(広域搬送拠点臨時医療施設)業務を行うとともに、災害派遣医療チーム(DMAT) 参集拠点病院となり、県内外へのDMATの派遣、被災者広域搬送など救護活動を行う。
 また、基幹災害拠点病院として、近隣病院や地域の医師会等の関係機関と連携した災害医療訓練等を実施するとともに、他の災害拠点病院等と連携・協力して取り組む体制整備を図る。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
災害派遣医療チーム隊員数(人)	21	21

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、県及び四日市市と連携しながら、患者を受け入れるなど迅速、的確に対応する。

3 医療に関する地域への貢献
地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医師の派遣等の支援を行い、地域の医療水準の向上及び医療体制の整備に貢献する。
 また、四日市公害患者に対する治療は、引き続き的確に対応する。

(1) 地域の医療機関等との連携強化
地域医療支援病院として、他の医療機関との連携及び病床機能の分化を踏まえ、紹介患者の積極的な受入れ及び逆紹介による退院調整を行うとともに、地域連携クリニカルパスの一層の活用に取り組む。
 また、退院患者が安心して生活できるよう、地域包括

●「第2.2.(1)大規模災害発生時の対応」の指標に関して、現状の21名体制を維持することが目標となっているが、その数値を妥当とする理由は。

●「第2.2.(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応」において、近隣の鈴鹿市や菟野町はなく、四日市市のみを特定する理由は。

●「第2.2.(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応」において、地域医師会との連携した予防対策・治療について、連携をした行動計画に配慮した記載が必要ではないか。

●「第2.3.(1)地域の医療機関等との連携強化」において、地域包括ケアシステムの重要なポイントは在宅医療であり、そのバックアップ医療機関としての役割を明文化してアピールしてはどうか。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
患者満足度 (%)	86.7	90.0

2 非常時における医療救護等
 大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすとともに、県外における大規模災害発生時にも医療救護等の協力を行う。

(1) 大規模災害発生時の対応
東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、基幹災害医療センターとして、被災患者を受け入れるとともに、知事の要請に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)を県内外へ派遣するなど、救護活動を行う。
 また、大規模災害を想定したトリアージ訓練や、基幹災害医療センターとして他の災害拠点病院を対象とした研修などを定期的に行い、災害医療に対応可能な体制を整備し、機能の拡充を図る。

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、県と連携しながら、患者を受け入れるなど迅速、的確に対応する。

3 医療に関する地域への貢献
地域医療を支える周辺の医療機関と密接に連携し支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院を目指す。また、四日市公害患者に対する治療は引き続き的確に対応していく。

(1) 地域の医療機関等との連携強化
救命救急センターを併設する急性期病院として、紹介患者の受入れ、逆紹介による退院調整及び地域連携クリニカルパスの更なる活用等により、地域の医療機関との一層の連携を図り効果的で質の高い医療を提供し、地域医療の向上に貢献する。

また、退院患者が安心して生活できるよう、地域の医療機関等との連携に取り組むこと。

ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関等との連携に取り組む。

さらに、医療機関を対象とした学術講演会や症例検討会等を定期的に開催し、地域医療水準の向上に寄与する。

指 標	H27 実績	目標値 (H33 年度)
紹介患者数 (人)	9,173	9,500

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
紹介率 (%)	65.5	65.0
逆紹介率 (%)	72.6	70.0

指 標	H27 実績	目標値 (H33 年度)
病診連携検査数 (件)	2,204	2,300

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
医療機関を対象とした研究会・講演会等の実施回数 (回)	18	15

(2) 医療機関への医師派遣

医師の確保・定着を図りつつ、医師不足の深刻な公的病院等に対して医師を派遣するなど、地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

(2) 医療機関への医師派遣

地域の医療提供体制の確保に貢献するため、臨床研修医の育成に努め、医師の確保を図るとともに、三重県へき地医療支援機構等の要請に応じて代診医等の派遣に協力する。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医師等の医療従事者について、優れたスタッフの確保・定着を図るため、教育及び研修の充実等に取り組む。医療従事者にとって魅力ある病院となるよう努めること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう、医療従事者の資質向上のための取組を行うこと。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医療従事者の向上心に応える魅力的な病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図るとともに、県内の医療水準の向上に向けた医療人材の育成に努める。

(1) 医療人材の確保・定着

資質の高い人材の確保・定着を図るため、関係機関との連携や研修等の充実を図るとともに、優秀な研修・実習指導者の育成等に取り組むこと。特に臨床研修医については、積極的に受け入れるとともに、関係機関と連携し、新専門医制度に基づいた研修を行うこと。また、働きやすい環境づくりを行い、法人職員や医療職をめざす者にとって魅力ある病院となるよう努めること。

(1) 医療人材の確保・定着

院内における指導・研修環境をより充実させるため、研修施設の整備等を検討するとともに、効果的な研修プログラムを策定・実施するなど、研修機関としての機能の充実に取り組む、県内の医療人材の育成・定着を図る。

医師については、三重大学等と連携し、診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導・研修体制を整備し、研修プログラムの内容の充実を図ることにより、臨床研修医等を積極的に受け入れ、育成する。

また、新専門医制度の運用においては、三重大学医学部附属病院の連携施設として、優れた指導医のもとで豊

また、医療機関、県民を対象とした研究会・講演会等を定期的に実施し、地域医療水準の向上に寄与していく。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
紹介患者数 (人)	5,747	6,400
紹介率 (%)	55.6	65.0
地域連携クリニカルパス件数 (件)	160	180
退院調整患者数 (人)	734	800
医療機関、県民を対象とした研究会・講演会等の実施回数 (回)	12	12 以上

(2) 医師不足等の解消への貢献

臨床研修医の確保・育成等を通じて医師を充足させ、へき地医療拠点病院として、代診医の派遣や、医師不足が深刻な公立病院を中心に外来診療等の診療応援をするなど、地域の医療提供体制の確保に貢献する。

4 医療に関する教育及び研修

医療従事者の向上心に応える病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図る。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成に努める。

(1) 医師の確保・育成

医療の水準の維持・向上のため、三重大学等と連携して、診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導・研修体制を整備し、研修プログラムの内容の充実を図ることで積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師を育成し、本県への医師の定着を促進する。

さらには、「臨床研修センター」を設置し、シミュレーターを使った研修ができるなど研修環境を整備するとともに、三重大学の連携大学院を効果的に運営する。

●「第2.4 医療従事者の確保・定着及び脂質の向上」にある、『医療従事者の向上心に応える魅力的な病院』という表現で、『魅力的な』という言葉が入る理由は、必要か。

●「第2.4(1) 医療人材の確保・定着」にある、『効果的な研修プログラム』という『効果的』とは、どのようなものを考えているのか。

富な症例を経験できる体制を整え、後期臨床研修施設としての魅力を向上させる。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
初期及び後期研修医数(人)	32	27

看護師については、新人看護師の卒後臨床研修システム、看護キャリアラダーを効果的に活用し、適切かつ効率的な研修企画・運営を行う。

また、専門知識・技術の向上を図るため、専門・認定看護師等のスペシャリストが、院内外で教育的・指導的な立場で活動できるよう環境整備に努める。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
看護師定着率(%)	92.5	92.0

医療技術職員については、各々の職員の能力や経験等を踏まえ、学会等が実施する研修等を活用し、専門的な知識及び技術の向上を図ることにより確保・定着に努める。

(2) 資格の取得への支援

病院機能に応じて必要となる専門医、認定看護師などの資格取得に向けた支援を行うこと。

指 標	H27 実績	目標値 (H33 年度)
認定看護師数(人)	11分野 15人	15分野 21人

(3) 医療従事者の育成への貢献

県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生等の実習の受入体制を整備するとともに、指導者の養成に努め、積極的な実習生の受入れを進める。

また、県内の教育機関、医療機関等から、医療従事者の育成・教育を目的とした研修会等への講師派遣の要請時には、積極的に対応する。

さらには、海外の学会への参加や海外からの研修生の受入れ等を通して、国際的な視野をもった医療従事者の育成を図る。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
臨床研修指導医養成講習参加者数(人)	1	1
看護実習指導者養成数(人)	3	2

(2) 資格の取得への支援

病院機能に応じて必要となる専門医、認定看護師などの資格取得に向けた支援を行うこと。

(3) 医療従事者の育成への貢献

医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者の育成に貢献すること。また、県内の教育機関や医療機関等の求めに応じて講師を派遣するなど、医療従事者の育成・教育に係る要請に積極的に協力すること。

●「第2.4(1) 医療人材の確保・定着」の指標に関して、『初期及び後期研修医数』について目標値を下げた理由は。

初期研修医と後期研修医の目標値を別々に記載することは可能か。

新専門医制度においては、後期研修医をいかに集めるかが、病院にとって非常に重要である。

●「第2.4(1) 医療人材の確保・定着」において、『適切かつ効率的な研修企画・運営を行う。』とあるが、ラダーを活用した研修で十分と考える。『適切かつ効率的な』という言葉は必要ないのでは。

●「第2.4(3) 医療従事者の育成への貢献」の指標に関して、『看護実習指導者養成数』の目標値が2人の理由は。

一定した養成が必要であると考えます。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
初期及び後期研修医数(人)	30	32

(2) 看護師の確保・育成

「臨床研修センター」の設置や、新人看護師の卒後臨床研修システムの効果的な運用を行うことにより研修環境を整えるなど、専門知識・技術の向上を図ることができる魅力のある働きやすい職場環境の整備に取り組み、看護師の確保・定着に努める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
看護師定着率(%)	91.6	92.0
看護実習受入数(人)	4,223	4,000

(3) コメディカル(医療技術職)の専門性の向上

コメディカル職員の専門性の向上を図るため、病院の機能や職員の能力・経験等を踏まえ、県機関、学会等が実施する外部研修も活用するなど、研修を効果的に実施する。

(4) 資格の取得への支援

研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。また、認定看護師及びコメディカルの専門資格取得を支援するため、部分休業制度の導入など、資格を取得しやすい環境を整える。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
認定看護師数(人)	6分野 7人	10分野 12人

(5) 医療従事者の育成への貢献

県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生等の実習の受入体制を整備し、積極的に実習を受け入れる。そのため、必要となる指導者の養成等その受入体制を充実する。

また、医療従事者を対象とした研修会等への講師派遣要請については積極的に対応していく。

さらには、海外の学会への参加や海外からの研修生の受入れ等を通して、国際的な視野をもった医療従事者の育成を図る。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
臨床研修指導医養成講習参加者数(人/各年度)	3	3
看護実習指導者養成数(人)	22	32

<p>5 医療に関する調査及び研究 提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善及び効率化を推進すること。</p> <p>1 適切な運営体制 医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じて運営体制の見直しを図ること。</p> <p>2 効果的・効率的な業務運営の実現 医療環境の変化に応じて、病床規模の適正化を図り、また、職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成 すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。</p>	<p>5 医療に関する調査及び研究 各部門において、臨床事例等に基づく調査研究に積極的に取り組むとともに、<u>調査研究の成果については、各種学会等での発表や専門誌への論文掲載を進める。</u> また、<u>高度・特殊医療の実績等、医療に関する研究に有用な情報を公表する。</u></p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <u>医療環境の変化に対応した自律的かつ柔軟な運営体制を維持するとともに、病院・病床機能に応じた弾力的かつ効率的な業務の運営を行う。</u></p> <p>1 適切な運営体制 理事長のリーダーシップのもと、<u>バランス・スコア・カード（BSC）を用いて、全職員がビジョンとミッションを共有するとともに、PDC Aサイクルによる効果的かつ効率的な組織マネジメントを行うことにより、各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供できるよう運営体制の改善を図る。</u></p> <p>2 効果的・効率的な業務運営の実現 <u>高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、7対1看護基準体制を推進するとともに、紹介患者及び救急患者の増加を図る。</u> また、<u>医療環境の変化や患者動向に対応して、稼働病床数の見直し及び病棟の再編を行うなど、効率的な病床の配置及び管理に取り組む。</u> さらに、<u>必要となる職員の確保及び柔軟な配置、弾力的な予算の執行など効果的・効率的な業務推進体制の整備に努める。</u></p> <p>3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成 <u>全職員が、病院の基本理念及び基本方針を共有し、医療の質の向上及び経営基盤の強化に向けた業務改善に取り組めるよう診療・経営データや法人情報等を適時かつ的確に職員に周知（提供）し、経営参画意識を高める。</u> また、<u>TQM活動等の継続的な改善活動を推進するための必要な支援を行う。</u></p>	<p>●「第3. 2 効果的・効率的な業務運営の実現」において、7対1看護を維持するための具体的な方策について記載はできないか。また維持できない場合の対策はどうか。</p>	<p>5 医療に関する調査及び研究 <u>提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。</u> また、<u>各種学会等での研究論文の発表や高度・特殊医療の実績等、医療に関する研究に有用な情報を公表する。</u></p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <u>自主的で柔軟な業務運営ができるよう、業務の改善及び効率化に努める。</u></p> <p>1 適切な運営体制の構築 理事長のリーダーシップのもと、<u>全職員が目標に向けて取り組んでいくため、マネジメントツールとしてバランス・スコア・カード（BSC）を活用するとともに、各部門が専門性を発揮し、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう副院長の役割分担を柔軟に行うなど効果的・効率的な運営体制を構築する。</u></p> <p>2 効果的・効率的な業務運営の実現 <u>経営基盤を強化し、より一層医療サービスを向上させるため、医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などの変化に対応できるよう必要となる職員配置や業務推進体制等について柔軟に対応していく。</u></p> <p>3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成 <u>すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組むことができる組織文化の醸成を目指す。</u></p> <p>(1) 経営関係情報の周知 <u>例月の収益分析データ等の経営関係情報について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高めるとともに、DPC（診断群分類包括評価）データの分析情報を提供し収益改善に資する。</u></p>
--	---	--	---

4 勤務環境の向上

職員が働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワークライフバランスの推進や職場の安全確保に取り組むなど、勤務環境の向上を図ること。

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

人材の確保・育成を支える仕組みを整備し、組織力の向上に向けて、職員一人ひとりが、その意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりを行うこと。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営や医療事務に精通した職員を確保、育成することにより、事務部門の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門の効率化を図ること。

7 収入の確保と費用の節減

病床利用率の向上、診療報酬制度への適切な対応、診療報酬の請求漏れ防止や未収金対策の徹底などにより、収入の確保を図るとともに、薬品や診療材料の在庫管理の徹底等により、費用の削減に取り組むこと。

4 就労環境の向上

ワークライフバランスに配慮した、働きやすく、働きがいのある職場環境の実現に向け、職員満足度調査を定期的実施し、職員の意見、要望をよりの確に把握して、就労環境の向上に活かす。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
職員満足度 (%)	68.1	70.0

5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備

職員の採用時をはじめ、各種院内研修を随時実施するほか、OJT（職場内研修）の取組を推進し、職員の意欲向上及び人材育成に努める。

また、適切な人事管理を目指し、対話を重視した人事評価制度を運用するとともに、必要に応じて制度の改善を図る。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院の管理運営を担う事務部門の専門性を高めるとともに、経営部門を強化するため、病院経営に精通した職員の計画的な確保に努める。

また、財務会計や業務運営、診療報酬制度等に関する研修を実施し、病院経営や医療事務に精通した職員の育成を図る。

このほか、継続的な業務改善を行い、効率的な事務運営を図る。

7 収入の確保と費用の節減

高度かつ専門的な医療を提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化を図り、紹介患者及び救急患者の増加につなげることに伴い、病床稼働率を向上し、安定的な収入を確保する。

また、診療報酬の査定率の減少及び診療報酬改定時の的確な対応、未収金発生抑止策の強化等に取り組む。

●「第3 7 収入の確保と費用の節減にある」にある『紹介患者及び救急患者の増加』という表現について
⇒『紹介患者及び救急患者の受け入れ増加』という表現のほうが良いのでは。

(2) 改善活動の取組

医療の質の向上に向け効果的・効率的な業務運営を推進するため、TQM等の継続的な改善活動に取り組む。

4 就労環境の向上

ワークライフバランスに配慮した、働きやすく、働きがいのある職場環境の実現に向け、職員満足度調査を定期的実施し、職員の意見、要望をよりの確に把握して、就労環境の向上を図る。

また、院内保育所の維持・サービスの向上や、更衣室、休憩室の充実、さらには駐車場不足の解消など、働きやすい環境づくりを進める。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
職員満足度 (%)	65.0	70.0

5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備

職員の意欲向上と人材育成に資するとともに、より適切な人事管理に活用できるような業績や能力を評価する仕組みについて検討する。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営を支える事務部門としての専門性の向上を図るため、計画的に職員を採用するとともに、診療報酬制度や財務経営分析等に関する研修を実施、充実し、病院経営や医療事務に精通した職員を育成、確保する。

また、業務の継続的な見直しや改善を行い、事務部門における業務運営の効率化を図る。

7 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

各部門間の連携を円滑に進め、7対1看護基準体制を維持しながら、DPC（診断群分類包括評価）で設定されている平均在院日数を目標に稼働率の向上に努めるなど、適正で効果的な病床管理を行う。さらに、病棟看護師数の充足状況に応じて稼働病床数を増床し、診療体制を充実させることにより収入の確保に努める。

また、診療報酬の査定率の減少及び改定時の的確な対応、未収金発生抑止策の強化等に取り組む。

一方、費用の削減については、医薬品及び診療材料の調達に係る費用の節減及び在庫管理の徹底に努め、材料費の節減を図る。

また、職員のコスト意識、省エネ意識の向上や業務の見直しによる費用削減の取組を推進し、経常経費の節減を図る。

指 標	H27 実績	目標値 (H33 年度)
病床稼働率 (%)		
実働病床数ベース	82.9	88.3
許可病床数ベース	69.1	73.6

8 積極的な情報発信

広報誌の定期的な発行やホームページへの情報揭示、マスコミ等への情報提供等、多様な広報手段を活用し、病院の診療及び経営状況に係る情報や地域医療の推進に係る取組を発信する。

また、県民を対象にした一般健康講座や講演会等を開催し、病院が有する疾病や健康等に関する専門的な保健医療情報をわかりやすく発信・提供することにより、地域における医療知識の普及に努める。

指 標	H27 実績	目標値 (各年度)
ホームページアクセス数	226,175	230,000

第4 財務内容の改善に関する事項

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、業務運営の改善、効率化を図り、人件費比率、材料費比率の適正化に努める。

ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける。

- 1 予算（平成 29 年度～33 年度）
（表 略）
- 2 収支計画（平成 29 年度～33 年度）
（表 略）
- 3 資金計画（平成 29 年度～33 年度）
（表 略）

●「第3.7 収入の確保と費用の節減」の指標に関して、『実働病床数』と『許可病床数』の状況はいつまで続くのか。

実働していない病床の今後の方向性は。

●「第3.7 収入の確保と費用の節減」の指標に関して、『病床稼働率（実働病床数ベース）』の目標値の算出根拠を教えてください。第一期より下がっているのは妥当か。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
病床稼働率 (%)		
実働病床数ベース	88.8	90.0
許可病床数ベース	66.1	72.6

(2) 費用の節減

医薬品や診療材料の適正な在庫管理や後発医薬品の採用及び使用促進、多様な調達手法の導入など材料費のコスト管理を行いながら、その抑制に努める。

また、職員全員のコスト意識や省エネ意識を向上させ、経常経費の節減を図っていく。

指 標	H22 年度実績	H28 年度目標
後発医薬品使用率 (%)	6.7	10.0

8 積極的な情報発信

定期的な広報誌の発行や、ホームページ等の多様な広報手段の活用により、病院の診療実績や決算状況等の経営情報、病院が有する保険医療情報の情報発信に積極的に取り組む。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、業務運営の改善、効率化を図り、中期目標期間内に経常収支比率 100%以上を達成し、維持する。

ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける。

- 1 予算（平成 24 年度～28 年度）
（表 略）
- 2 収支計画（平成 24 年度～28 年度）
（表 略）
- 3 資金計画（平成 24 年度～28 年度）
（表 略）

8 積極的な情報発信

県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を確保するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう人件費比率、材料費比率等の適正化に努め、経営の安定化に努めること。

なお、政策医療の提供に必要な経費については、地方独立行政法人法に基づき、引き続き県が負担する。

●「第4 財務内容の改善に関する事項」において『政策医療の提供に必要な経費については引き続き県から負担を受ける。』とあるのだから経常収支比率 100%は当然目指すべきであり、それなくして経営の安定化は図れない。

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県等が進める保健医療行政の取組に対し、積極的に協力すること。</p> <p>2 医療機器・施設の整備・修繕 医療機器や施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を十分に考慮するとともに、地域の医療機能の分化・連携を見据えて計画的に実施するよう努めること。また、修繕については、既存の医療機器や施設の長期的な有効活用を見据えて計画的に実施するよう努めること。</p> <p>3 コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）の徹底 県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう、法令や社会規範を遵守すること。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 20億円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給、運営負担金の受入遅延等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実に充てる。</p> <p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (略)</p> <p>2 減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 北勢保健医療圏における中核的病院として、<u>地域医療構想との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。</u></p> <p>2 <u>医療機器・施設の整備・修繕</u> <u>医療機器の導入・更新及び施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を考慮したうえで、高度医療を提供する急性期病院としての機能の充実に努めつつ、中・長期的な視点に立ち計画的に実施する。</u> <u>併せて、医療機器及び施設の維持管理、修繕を適正に実施し、長期的な活用を努める。</u></p> <p>3 <u>コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）の徹底</u> 県民や他の医療機関に信頼され、公的使命を適切に果たすよう、医療法をはじめとする関係法令を遵守して、健全な病院運営に努める。</p>		<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 20億円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給、運営負担金の受入遅延等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実に充てる。</p> <p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (略)</p> <p>2 減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 北勢保健医療圏の中核的病院として、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県民や他の医療機関に信頼され、公的使命を適切に果たすよう、医療法をはじめとする関係法令を遵守して、健全な病院運営に努める。</p>
--	---	--	---

4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院設備、医療機器等の設備		設立団体からの長期借入金等

(2) 積立金の処分に関する計画
なし

(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし

3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院設備、医療機器等の設備	2,897百万円	設立団体からの長期借入金等

(2) 積立金の処分に関する計画
なし

(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし

3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院設備、医療機器等の設備	2,897百万円	設立団体からの長期借入金等

(2) 積立金の処分に関する計画
なし

(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし